

2 地方財政健全化法における資金不足比率

(1) 資金不足比率の算定等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方財政健全化法）」において、公営企業の経営健全化に係る指標として、経営状態の悪化の度合いを示す資金不足を算定することとしている。

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、資金不足比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告するとともに公表しなければならない。

また、資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上である場合には、議会の議決を経て、経営健全化計画を定める必要がある。（表 I - 3）

(2) 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額：（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○ 事業の規模：（法適用企業）＝ 営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模は、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

表 I - 3 地方財政健全化法に基づく資金不足が発生している事業

（単位：百万円・%）

事業	団体	R 2 年度決算		R 元年度決算		増減	
		資金不足額	資金不足比率	資金不足額	資金不足比率	資金不足額	資金不足比率
交通 (自動車運送)	神戸市	1,240	15.5	1,718	17.5	△478	△2.0
病院	西宮市	—	—	62	1.3	皆減	皆減
	宝塚市	905	8.4	1,504	13.5	△599	△5.1
	川西市	315	8.9	461	13.9	△146	△5.0
	加西市	—	—	498	10.8	皆減	皆減
	豊岡病院 組合	—	—	246	1.3	皆減	皆減